

償還払い申請前確認リスト

スタート

10割負担の領収書はありますか
(装具・眼鏡含む)

はい
(10割負担の領収書を持参)

保険組合へ療養費払いの申請が必要
⇒償還払いには申請後に交付される「療養費支給決定通知書」の提出が必要です。
※申請の前に領収書の写しを保管してください

いいえ

(領収書はいずれも
2割or3割負担)

(療養費支給決定通知書<A>をご用意後)
=保険組合が負担する7割or8割負担分の支給額が記された書類

領収書の診療年月は
今月ですか

はい

(今月受診した医療費の申請を希望)

今月は申請不可
⇒来月以降の申請をお願いします。
※今月転出の場合、特例で受付します。

いいえ

(今月受診した医療費の領収書はない)

(翌月以降)

※正式な保険者名称は、「全国健康保険協会〇〇支部」
該当の保険証の例→



領収書に高額な医療はありますか
(同じ月で21,000円以上)

はい

(高額な医療を申請)

加入の保険証は協会けんぽ(*)ですか

いいえ

(高額な医療を申請しない。)

はい

(保険証は協会けんぽに加入)

協会けんぽへ高額療養費の申請が必要
⇒償還払いには申請後に交付される高額療養費の申請結果が記された決定通知書(ハガキ)の提出が必要です。

いいえ

(保険証は協会けんぽではない)

詳細は協会けんぽホームページにてご確認ください。
<https://www.kyoukai-kenpo.or.jp/g3/sb30/30/r150/>

(協会けんぽから届いた決定通知書(ハガキ)をご用意後)

償還払い申請可

必要書類

- 領収書
- 対象児童の保険証
- 振込先がわかるもの
- 受給券
- 個人番号カード(父・母・子)

※個人番号カードは受給券をお持ちの方は不要

※該当の方は<A>・も必要。
※領収書の原本の返却を希望する場合、ご自身で写しをご用意のうえ、原本と写しを提出してください。
(全額助成対象となる場合、原本は返却できません。)